

F 水俣市立袋小学校いじめ防止基本方針

1 はじめに

熊本県いじめ防止基本方針には、「いじめは、理由のいかんを問わず決して許されるものではなく、学校教育のみならず教育に関わる全ての者があらゆる手立てを講じて未然に防止すべきものである。その際、いじめはどの学校においても、どの子供にも起こりうること、状況によっては生命にも関わる重大な事態を引き起こしうることを十分に認識しておかねばならない。」と記されている。

本校においても、上記の内容を全職員で認識し、「いじめは絶対に許さない」という強い意識のもと、いじめの未然防止、早期発見、早期対応に努め、「いじめ根絶」に向け取り組んでいくために、本方針を定める。

2 いじめの定義

いじめ防止対策推進法（平成25年6月）

第2条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

3 学校の方針

（1）いじめの基本認識

○いじめは、憲法で保障されている基本的人権を著しく損なう行為であり、絶対に許されない行為であるという強い認識に立つことが大切である。

○いじめは、どの学校にも、どのクラスにも、どの子にも起こりうるものであり、どの子も被害者にも加害者にもなりうるという認識に立つことが大切である。

○いじめは、加害、被害という二者関係だけでなく周りにいる観衆や傍観者、さらには無関心な者の存在にも注意を払い、集団全体がいじめを許容しないという雰囲気的情勢を図る必要がある。

○いじめ問題は、学校や教職員の在り方や指導が問われる問題である。

○いじめ根絶には、関係機関と連携し、組織として取り組むことが大切である

（2）いじめ防止に向けた方針

いじめ問題は、学校・教職員が自らの問題として切実に受け止め、徹底して取り組むべき重要な課題である。先に述べた基本認識のもと、いじめの未然防止、早期発見、早期対応に努め、「いじめ根絶」に向けて、組織的に取り組んでいかなければならない。

①いじめの未然防止に向け、学校の教育活動全体を通じて、全ての児童生徒に「いじめは決して許されない」ことの理解を促進し、学校において「いじめをしない」「いじめをさせない」「いじめに負けない」集団づくりを進める。

②いじめの早期発見のため、児童のわずかな兆候にもいじめの可能性を考えて、初期の段階から関わりを持ち、子供たちがいじめを隠したり軽視したりすることがないように積極的に対応する。併せて、定期的なアンケート調査や教育相談の実施、相談窓口の周知等により、児童がいじめを訴えやすい体制を整える。

③いじめ問題が発生した際は、いじめを受けた児童やいじめを知らせてきた児童の安全

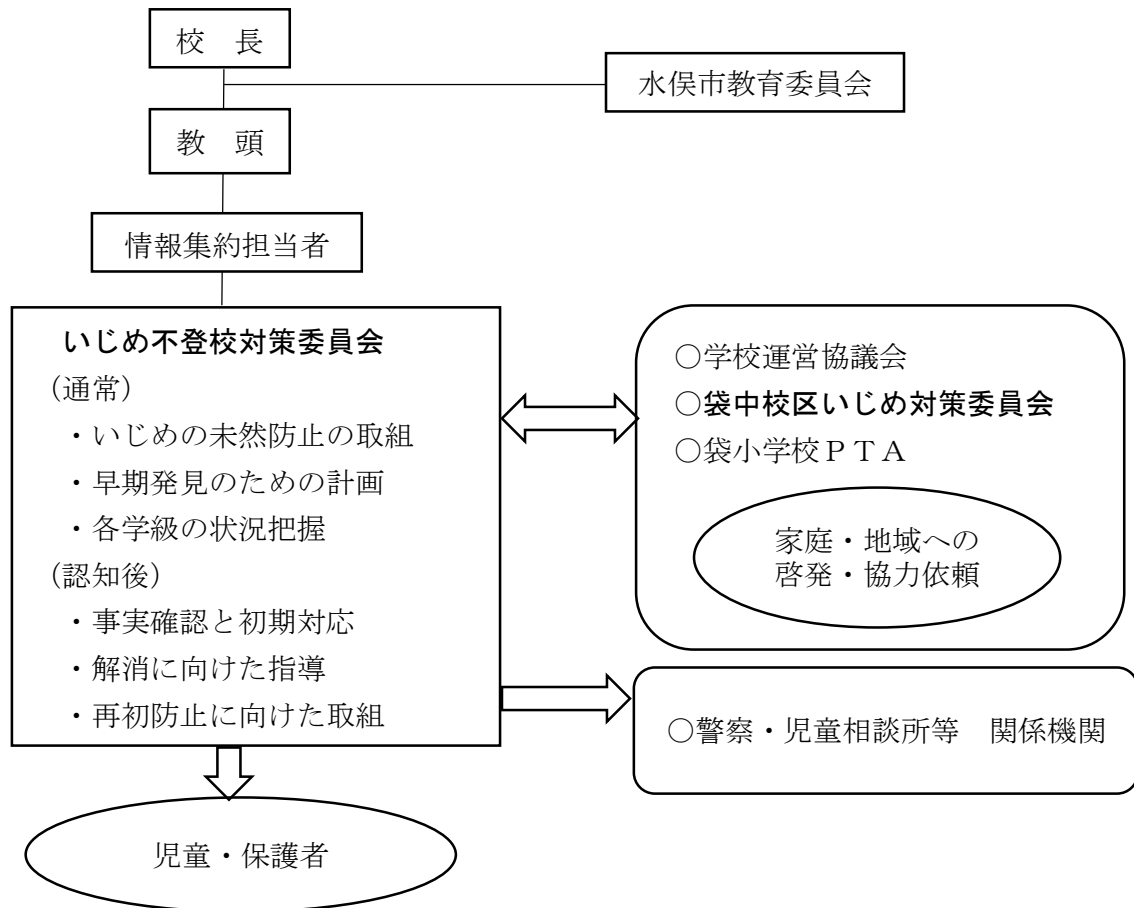
を確保し詳細を確認した上で、いじめたとされる児童に対して事実を確認し適切に指導する等、組織的な対応を行う。

- ④いじめに対しては、学校だけではなく、家庭、地域及び関係機関と連携を図りながら校区全体で児童を見守り育てる体制を構築していく。

4 いじめ防止等のための取組

校内にいじめ不登校対策委員会（校長、教頭、教務主任、生徒指導担当、人権教育主任、養護教諭）を設置し、全職員共通理解のもと、以下のような取組を行う。

※校内いじめ不登校対策組織表



(1) いじめの未然防止

- ①児童一人一人が認められる支持的な風土のある学級づくりに努める。
- ②分かる授業を展開し、基礎・基本の定着を図り、学習に対する成就感を味わわせ、児童の自己有用感を高める。
- ③道徳科を中心に、『命を大切にする心』を育むプログラムの計画的な指導やその他の教科、委員会活動、集会活動等のすべての教育活動において「いじめをしない、させない、見逃さない」の心の醸成を図る。
- ④いじめ防止の取組について、児童・保護者に啓発する。

(2) いじめの早期発見

①いじめの調査

ア 校内研修内に「児童理解」の時間を設定し、情報共有を図る。

- イ 定期的に、児童対象のいじめアンケートを実施する。
- ウ 毎学期に1度、教育相談を実施し、学級担任による聞き取りを行う。
- エ 保護者対象のいじめ発見チェックリストを配付し、保護者からの情報を集める。
(6月、12月)

②健康観察や授業中の様子などから、いじめの兆候等を早く察知するよう努める。

③いじめ等に関する相談窓口者を選任し、相談しやすい体制を整備する。

(3) いじめの認知

法のいじめの定義に則り、個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うのではなく、いじめられた児童生徒の立場に立って見極めなければならぬ。また、各々の教職員が判断するのではなく、いじめ不登校対策委員会に報告の上、組織として認知を行う。

具体的ないじめの態様は、以下のようなものが想定される。

- ア 冷やかしからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
 - イ 仲間はずれ、集団による無視をされる
 - ウ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
 - エ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
 - オ 金品をたかられる
 - カ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
 - キ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
 - ク パソコンやスマートフォン・携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等
- こうした「いじめ」には、犯罪行為として認められるものや児童の生命や財産を脅かす重大な事案も考えられるので、警察への相談・通報するなど警察と連携して対応に当たる。

(4) いじめ事案への対応

① いじめの発見・通報を受けたときの対応

- ア いじめと疑われる行為を認知した場合は、管理職に報告し、早急に対応する。
- イ 事実確認のため当該児童や加害児童から聞き取りを行う際は、該当児童の立場に立って、話を十分に聞く。
- ウ 被害児童や情報を提供してきた児童の安全を確保する。
- エ 対応は、複数体制で行い、管理職への報告を徹底する。

② 認知後の対応

- ア いじめ不登校対策委員会がいじめの認知を行う。
- イ 被害児童や加害児童の保護者にも、事実内容を伝え協力を得る。
- ウ 必要に応じて、教育委員会に報告するとともに、指導や協力を得る。

③ 被害児童及び加害児童への指導・支援

- ア 被害児童が、学校で安心して生活するための体制を整え、保護者と連携しながら見守る。
- イ 加害児童に対して、いじめをしないよう指導するとともに、必要に応じて別室指導や出席停止の措置をとり、被害児童を守る。

④ いじめが起きた集団への働きかけ

- ア いじめをとめることができないときは、誰かに知らせる勇気を育てる。

イ 学級での話し合いを通していじめを根絶しようとする態度を育て、好ましい集団活動を取り戻すよう働きかける。

⑤ ネット上のいじめへの対応

ア パスワード付きサイトやSNS等を通じたいじめに対応するため、学校における情報モラル教育を進め、保護者への理解、啓発に取り組む。

イ ネット上の不適切な書き込み等は、直ちに削除する措置をとる。必要に応じて法務局又は地方法務局、所轄警察署の協力を求める。

ウ 学校非公式サイト等パトロールで発見され、報告を受けたネット上のトラブルに対して、迅速に対応する

(5) 家庭や地域との連携

児童を学校、家庭、地域で見守るという観点から、その連携は欠かすことがでない。そのために、いじめの未然防止のため、PTAや「袋中学校ブロックいじめ対策委員会」学校運営協議会と連携して啓発等を進めていく。

(6) 関係機関との連携

いじめの問題への対応においては、学校や教育委員会が、いじめる児童に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、その指導により十分な効果を上げることが困難な場合などには、関係機関（警察、児童相談所、医療機関、地方法務局等との適切な連携を図っていく。そのため、学校や教育委員会と関係機関の担当者との情報共有体制を構築しておくことが必要である。

5 重大事態への対応

(1) 重大事態の定義

いじめ防止推進法第28条第1項

「いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じる疑いがあると認めるとき」（同項第1号）、「いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」（同項第2号）

(2) 教育委員会への報告

重大事態が発生した旨を、教育委員会に速やかに報告する。なお、事実関係が確定した段階で重大事態としての対応を開始するのではなく、「疑い」が生じた段階で、報告及び調査を開始する。

(3) 調査組織の設置

調査組織は、学校又は教育委員会が設置することが考えられる。どの場合でも学校として校内いじめ不登校対策委員会を中心に調査を続行し、教育委員会への報告等を適切に行いながら情報の共有及び対応を進める。また、調査組織に適切な専門家を加え、公平性、中立性を担保する。

(4) 調査上の留意点

この調査は、民事・刑事上の責任追及やその他の争訟等への対応を直接の目的とするものでないことは言うまでもなく、学校及び関係者がその事実に向き合うことで、当該事態への対処や同種の事態の発生防止を図るものである。

- ① 事実関係を明確にするための被害児童や情報提供者への聴き取りを行う際は、当該児童を守ることを最優先する。
 - ② 被害児童からの聴き取りが不可能な場合は、児童や教職員への質問紙調査や聴き取り調査を行い、事実確認が取れれば加害児童へ指導を行い、いじめをやめさせる。
 - ③ 調査から明らかになった事実関係について、当該児童や保護者へ情報の提供を行うとともに心のケア及びプライバシーの保護等に留意する。
- (5) 調査結果を教育委員会へ報告とその後の対応
- 調査結果は、教育委員会へ報告し、その後の対応については協議しながら進めていく。

6 その他

- (1) 毎年、いじめに関する点検を行い、「袋小学校いじめ防止基本方針」の見直しを行う。
- (2) 「袋小学校いじめ防止基本方針」については、PTA総会等の機会を利用して、保護者に説明を行う。
- (3) いじめの未然防止については、「袋中学校ブロックいじめ対策委員会」や「袋小PTA」等と連携しながら、家庭・地域への啓発を図る。